

安全委員会に関する細則

(目的)

第 1 条 この細則は、一般社団法人日本気球連盟（以下「この法人」という）の安全委員会に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(事業)

第 2 条 安全委員会（以下「委員会」という）は、気球の安全運航に必要と思われる事項について、調査・研究及び運営を行う。

- (1) 乗員の技能検定の研究と運営、機体の耐空性審査の研究と運営。
- (2) 気球の運航に関する研究と運営。
- (3) 気球に関する講習会、展示会などの主催、公認および後援。
- (4) 気球に関する調査研究及び情報交換。
- (5) 上記に付帯する一切の事業。

(構成)

第 3 条 委員会は、安全委員長（以下「委員長」という。）1名と安全委員（以下「委員」という）若干名をもって構成する。

2 委員長は、会長が任命する。

3 委員は、この法人の目的・内容・組織等に精通している者で、気球の飛行もしくは機体の構造に関して幅広い知識と経験を有する者から、委員長が任命する。

(業務)

第 4 条 委員会は、委員長が必要と認めたとき、または委員の3分の1以上から請求があった時に委員長がこれを招集する。

2 委員会の議事については議事録を作成し保存する。また、議事録をこの法人の会員に速やかに公表しなければならない。

附則

この細則は、平成 30 年（2018 年）4 月 20 日より施行する。